

令和3年度スポーツ選手強化対策事業に係る新規事業

【実施要項】

1. 女子強化事業
2. 短期特別強化事業

令和3年度 女子強化事業 実施要項

- 1 目的 国民体育大会の男女総合成績（天皇杯得点）10位台の復活を短期的に実現するため、各競技団体の女子種別の強化選手や強化チームを中心とした強化活動を大きく推進する事業。
- 2 対象団体 国体正式41競技団体
- 3 実施期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 4 採択予定数 20競技団体程度を予定
- 5 事業内容 国民体育大会において短期に成績の向上を図るため、特に女子種別で得点獲得が期待される各競技団体の強化指定を受けた選手やチームを中心とした、新規の練習会・合宿・遠征、また従来の強化事業の拡充に要する経費を助成するもの。
また、各事業・国体・東北総体のトレーナーや帯同医への謝金、講師・トップアスリート等を招聘して実施する強化事業等の講師謝金も経費として助成する。
- 6 対象経費 事業実施に係る経費のうち、諸謝金、交通費、宿泊費、使用料・賃借料、競技用消耗品費
- 7 交付金額 事業計画の内容により70万～120万程度

令和3年度 短期特別強化事業 実施要項

- 1 目的 国民体育大会の男女総合成績（天皇杯得点）10位台の復活を短期に実現するため、各競技団体の強化選手や強化チームを中心とした強化活動を大きく推進する事業。
- 2 対象団体 国体正式41競技団体
- 3 実施期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 4 採択予定数 18競技団体程度を予定
- 5 事業内容 国民体育大会において短期に成績の向上を図るため、得点獲得が期待される各競技団体の強化指定を受けた選手やチームを中心とした、新規の練習会・合宿・遠征、また従来の強化事業の拡充に要する経費を助成するもの。
また、各事業・国体・東北総体のトレーナーや帯同医への謝金、講師・トップアスリート等を招聘して実施する強化事業等の講師謝金も経費として助成する。
- 6 対象経費 事業実施に係る経費のうち、諸謝金、交通費、宿泊費、使用料・賃借料、競技用消耗品費
- 7 交付金額 事業計画の内容により70万～120万程度